

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県丸亀市飯山町東坂元3150番地9
氏名 丸福工業株式会社
代表取締役 板東仁成
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造

許可の年月日

令和元年 9 月 19 日

許可の有効年月日

令和6年 5 月 25 日



複写無効

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却処分に限る。）業

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物 以上

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：産業廃棄物の焼却施設 1基

設置場所：香川県坂出市府中町字額谷3307番3、3307番15 以上

処理能力：混焼 30 t/日（24時間）

専焼 汚泥 1.2 t/日（24時間）

廃油 0.684 t/日（24時間）

廃プラスチック類 14.64 t/日（24時間）

許可年月日：平成25年 3 月 15 日

許可番号：15-5-014

3. 許可の条件

(1) 上記の中間処理施設又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

(2) 焼却施設から排出される排出ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）及び水銀濃度について、定期的に検査を行い、その結果を香川県知事に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 5 月 26 日（当初許可）

令和元年 9 月 19 日（更新許可）

令和4年 6 月 17 日（代表者の変更による書換え交付）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白